

[問]

昭和 42 年度 (問題)

次の 6 問のうち、1、2、3 または 4、5、6 のいずれか一方の組を選んで解答せよ。

1. 死亡保険金支払に際して、加入年齢が相違していたことが判明した。この場合、保険者のとるべき措置如何(誤りの原因が保険者側にある場合と、契約者側にある場合とに分けて記せ。)
2. 生命保険募集人が、生命保険契約の募集において禁止されている行為を列挙せよ。
3. 次のア、イ、ウ、のうち 2 問を選択し簡単に説明せよ。
ア. 生命保険契約成立に関し、当事者間で合意を必要とする要素。
イ. 他人の生命の保険契約。
ウ. 保険計理人と監査役との職務権限上の相違。
4. 信託契約が成立するための基本的条件は何か。いくつかの要点をあげて説明せよ。
5. 適格年金信託と調整年金信託とを比較し、(1)根拠法規、(2)制度の機能・特色、(3)税法上の取扱い、の各々についていかなる相違があるか説明せよ。
6. 昭和 42 年 6 月の法人税法施行令改正による、年金関係税制の変更事項について概説せよ。

昭和42年度 (解答)

1. 約款上の取扱い

一般に、約款においては、保険契約申込書に記載された年齢について、誤りがあった場合には、次の方法で処理すべきものとしている。

ア. 実際の年齢が保険料表の範囲外の時

実際の年齢が、保険契約締結の当時、会社の保険料表に掲げた年齢を超えているときは、保険契約を無効としてすでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻す。

イ. 実際の年齢が保険料表の範囲内の時

実際の年齢が、保険契約締結の当時、会社の当該保険種類の保険料表の範囲内であった場合には、実際の年齢に基づいて保険料を更正し、すでに払い込まれた保険料に超過分があれば保険契約者に払い戻し、不足分があれば領収する。ただし、保険金の支払事由が発生した後は、過不足分を支払額と精算する。(この場合、その精算に当り、過不足分について、利息を徴しまたは付することがある。)

ウ. 実際の年齢が契約当時保険料表の最低年齢に満たなかった時

実際の年齢が、保険契約締結の当時は当該保険種類の保険料表の最低契約年齢に足りなかったが、その事実の発見されたときには契約年齢に達していた場合は、最低契約年齢に達した日に保険契約を締結したものとみなし、その手続については前イ.を準用する。

エ. 実際の年齢が保険料表の最高契約年齢を超えていた時

実際の年齢が、当該保険種類の保険料表の最高契約年齢を超えていた場合でも、保険種類を変更して契約をすることができるときは、その保険種類で保険契約を締結したものとみなし、その手続については、前イ.を準用する。

2. 約款上の取扱いに関する効力との関連

上記1.に述べた約款の規定は公序良俗に反するものではないが故に有効であるとの見解に従って本問を検討する場合、その回答は次の如くなる。

ア. 契約者側に過失がある場合

一般に、上記1.に述べた約款の規定は、保険契約者(または被保険者)の故意または過失あることを必要としないと解されている。したがって、契約者に過失ありと仮定する本問にあっては、当然、上記1.に述べた約款の規定によって、その処理がなされるこ

となる。

イ. 保険者側に誤りがあった場合

上記1.に述べた約款の規定が、商法678条（告知義務違反による契約の解除）の特則と解するか、民法95条（要素の錯誤）の特則と解するかによって（すなわち、年齢を告知事項とみるか、契約の要素とみるかによって）、若干の相違が生じよう。

a. 商法678条の特則と解する場合

この場合においても、次のとおりの二通りの見解にわけられる。

- (1) 上記1.に述べた約款の規定が商法678条の特則であるにせよ、法の精神から、同条のただし書は適用され、その誤りの原因について「保険者が自己に被ることあるべき不利益を防止するために取引上必要な注意を欠いた」といういわゆる自己過失の事実がある場合には、無効を主張することもできず、また保険料の更正等もできないということになる。
- (2) 上記1.に述べた約款の規定は商法678条の特別規定であり、この特別規定のもとにおいては保険者の過失という主観的要件が不要とされているので、保険者の過失を問題とすることなく、約款の規定によって処理されることになる。

b. 民法95条の特則と解する場合

この場合においては、結論において相違なくも、その論理構成において若干の相違がある次の二通りの見解にわかれる。

- (1) 上記1.に述べた約款の規定は、民法95条の特則ではあるが、同条ただし書の規定を排除しているものであるとは解しえない。したがって、その文理上から、誤りの原因について、甚しく注意を欠いたと解される重過失の事実がある場合には、無効を主張し得ず、また保険料の更正等もできないということになる。
- (2) 上記1.に述べた約款の規定は、民法95条本文に該当する一の具体的場合を明らかにしたものとして解し得るに止り、これをもって同条ただし書の規定の適用を排除する趣旨が包含せられていると解するのは難しい。したがって、誤りの原因について重過失の事実がある場合には、無効を主張し得ず、また保険料の更正等もできないということになる。

2. 生命保険募集人は、「保険募集の取締に関する法律」の定めるところにより、登録申請書を大蔵大臣に提出し、登録を受けなければ生命保険の募集を行なうことができないが

(募集, 3条, 4条, 9条), これら生命保険募集人が生命保険の募集にあたって次の行為をなすことを禁止されている。

- (1) 保険契約者または被保険者に対して不実のことを告げ、もしくは保険契約条項の一部につき他会社と比較した事項を告げ、または保険契約条項のうち重要な事項を告げないこと。
- (2) 保険契約者または被保険者が保険会社に対して重要な事実を告げるのをさまたげ、または告げないことをすすめること。
- (3) 保険契約者または被保険者が保険会社に対して重要な事項につき、不実のことを告げることをすすめること。
- (4) 保険契約者または被保険者に対して特別の利益の提供を約し、または保険料の割引、割戻その他特別の利益を提供すること。ただし、会社が基礎書類に基づいて行なう場合には、適用されない。
- (5) 保険契約者または被保険者に対して、既存保険契約(すでに成立している保険契約のことをいう。)を不当に消滅させることにより新たな保険契約の申込みをさせ、もしくは新たな保険契約の申込みをさせることにより既存保険契約を不当に消滅させ、もしくは既存保険契約を不当に消滅させ、もしくは不当に保険契約の申込みをさせ、またはこれらのことをすすめること。

なお、「保険募集の取締に関する法律」において、募集に当たっての禁止事項として直接的な表現はとられていないものの、次のような事項は、一応禁止事項としてとらえておくことも可能と考えられる。

- ① 他の生命保険会社の役員もしくは使用人もしくはこれらの使用人を兼ね、または他の生命保険会社の委託を受けて募集を行ない、もしくは他の生命保険会社の委託を受けて募集を行なう者の役員もしくは使用人として募集を行なうことができない。
- ② 保険会社の資産および負債に関して、保険業法第82条第1項の規定により大蔵大臣に提出した書類に記載された事項と異なる内容のものを記載した募集文書図画を使用すること。
- ③ 保険会社の将来における利益の配当または剰余金の分配についての予想に関する事項を記載した募集文書図画を使用すること。

3. ア: 生命保険契約における当事者とは、保険者と保険契約者をいう。保険者は、保険事故発生の際一定の金額の支払を約するものであるが、保険業法により、資本金または基金が3,000万円以上の株式会社または相互会社で、かつ、主務大臣の免許を受けたものに限定されている。保険契約者は、保険者の相手方として保険者に報酬を支払うことを約するもので、自然人でも法人でもよい。

生命保険契約が有効に成立するためには、これら当事者の間に次の要素について合意がなければならない。

① 被保険者

被保険者は、その人の生死に関し保険される者で、保険契約において定められ、かつ契約の当時存在していなければならない。被保険者となり得るものは、その性質上自然人に限られる。

② 保険金受取人

保険金受取人は、保険事故発生の際、保険者から保険金を受取るべき者で、保険契約者によって指定される者と法律または保険約款の定めによって受取人となる者がある。保険金受取人は自然人でも法人でもよい。

③ 保険事故

保険事故とは、保険者の一定の金額の支払義務を具体化させる事故のことで、保険契約者または第三者の一定の時期における生存（出生を含まない。）または保険契約の有効期間中における死亡をいう（商法673条）。保険事故は、契約成立の時ににおいて不確定であることが必要であるが、その不確定性は、客観的であることを要せず、当事者の主観において不確定であればよい（商法642条、683条）。

④ 保険期間

保険期間は、保険者の責任の存続する期間である。保険者の責任は特別な事情のない限り、契約の成立と同時に始まり保険期間も契約の成立と同時に進行するのが普通であるが、保険料前払主義をとる現在の約款では、契約の成立後第1回保険料払込の時から保険者の責任すなわち保険期間が進行すると定めているので、保険期間と契約期間とは一致しないことになる。しかし保険契約の成立する前に第1回保険料相当額を預ったときは、「その保険料を預った日にさかのぼって責任を負う」としているので、この場合にあっては契約期間と保険期間の始期が同じになる。また保険期間の始期および終期については、法律または約款もしくは特約に別段の定めがない限り、民

法の一般原則による。保険期間の始期は、保険契約の成立または保険者の責任開始の時であるが、終期は、終身保険のようにその性質上これを予定しえないものを除いては、保険契約の成立または保険者の責任開始期から一定の期間を経過したとき、または被保険者が一定の年齢に達したときと定められている。

⑤ 保険金（額）

保険金とは、保険者が所定の要件のもとに保険事故が発生した場合に支払うべき一定の金額をいう。約定すべき保険金の額については商法上なんの制限もないが、保険業法上では一保険者が被保険者一人について契約しうる保険金の最高限度額を定めなければならないことになっている。

⑥ 保険料

保険料は、保険者が一定の金額を支払う義務を負担するのに対してなされる報酬すなわち反対給付である（商法673条、629条）。保険料の額は、当事者の合意によって定められるが、通常、それは保険事故の発生の確率、保険金、保険期間を考慮に入れて決定される。

なお、「……凡そ生命保険における被保険利益の存在はこれを否定し得ない。保険に対しこの要素を無視するは保険をして賭博たらしむるもので、一の自殺的見解であるといえよう。蓋し『利益なき処、保険なし』との法律格言は万代不易のものでなければならぬ。生命保険における被保険利益は精神的のものである。従って主観性を有する。……」として、被保険利益を要素の一としてとらえる説がある。しかしながら、多数説は、これに消極的であるので、強いて要素の一に加え説明する要はないと解される。

イ。契約者以外の第三者を被保険者としてその生死を保険事故とする契約を他人の生命の保険契約という。この場合賭博行為或いは他人の生命に危害を加える危険があるため、何等かの制限が必要とされる。従来立法例には次の如きものがある。

- (1) 利益主義 …… 被保険者の生命について金銭上の利益、或はその他の利益を有する者のみが保険契約を結ぶことができる。
- (2) 親族主義 …… 保険金受取人は被保険者の親族に限るとするものである。
- (3) 同意主義 …… 被保険者の同意を必要とするものである。

現行商法は同意主義をとっている。即ち、

- (1) 他人の死亡を保険事故とする契約を締結するにはその他人の同意を必要とする。

ただし、その他人が保険金受取人の場合はこの限りではない。

- (2) 他人の同意を得て契約が成立した場合に、その受取人が、その権利を他人に譲渡する場合には更に被保険者の同意を要する。また(1)のただし書の場合に、受取人からその権利を譲渡された者が更にその権利を譲渡するときには被保険者の同意を必要とする。更に契約者が被保険者である場合に、受取人がその権利を譲渡するには、被保険者(契約者)の同意を必要とする。この場合は実は他人の生命の保険ではないが、他人の生命の保険と同じ弊害があり得るとしたものであろう。
- (3) 契約成立後受取人を新たに指定し、または変更する場合は他人たる被保険者の同意を必要とする。その指定、変更によって被保険者を受取人とする場合はこの限りではない。

他人の生命の保険における被保険者の同意は契約成立のための要件ではなく、効力発生のための要件とされる。被保険者の同意は一方的な意思表示によってなされるが、その方式については法律上何等の制限もないので口頭でもよいし、また必ずしも明示的であることを要しない。同意の時期についても商法上規定がない。事前或は契約と同時になされることを要するとの説もあるが、事後の同意も有効と解すべきであろう。また法の趣旨から個々の確定した契約について同意が与えられなければならないが、内容未確定の契約についてはなし得ないとされる。

実際は契約申込の際申込書上に被保険者の同意を表示して署名または記名捺印を求めるのが普通である。一旦同意を与えて契約が効力を生じた後においては被保険者は同意を撤回して効力を失わせることを得ないと解すべきである。

- ウ。法令によって義務づけられ、かつ、付与されている職務と権限が、そのまま保険計理人と監査役との職務権限上の相違となる。

保険計理人の職務権限

- (1) 保険数理に関する事項を担当すること

ここにいう保険数理に関する事項とは、保険業法施行規則第40条に定めるところのもので、次のような事項をいうものと解されている。

- ㊦ 保険料および責任準備金算出方法書に定める事項。この場合、生命保険会社の算出方法書に定める事項とは、保険業法施行規則第13条により、現在のところ次のよう

なものとなっている。

- a. 予定死亡率および予定廃疾率に関する事項
- b. 利益配当付または剰余金配当付の保険種類にありては保険契約の脱退残存率に関する事項
- c. 予定利率に関する事項
- d. 予定事業費率に関する事項
- e. 解約返戻金の計算に関する事項
- f. 保険料の計算に関する事項
- g. 責任準備金の計算に関する事項
- h. 保険契約に関する利益または剰余金の配当準備金の計算に関する事項
- i. 未収保険料計上の範囲に関する事項
- j. 保険金額、保険種類または保険期間を変更する場合における計算に関する事項
- k. その他保険数理上必要なる事項

(イ) 前(ク)に掲げるもののほかの保険契約に関する準備金および未収保険料の計算に関する事項

(ウ) 保険約款の規定による貸付金の計算に関する事項

(エ) 前(イ)ないし(ウ)の計算のため必要な諸般の統計に関する事項

なお、保険業法施行規則の第40条によれば、前記(イ)ないし(エ)のほか、保険外務員に対する給与に関する規定の作成、保険契約者の募集に関する計画、その他保険数理に係る事項について保険計理人は関与することとなっている。

(2) 保険業法の規定により主務大臣に提出する書類に掲げる事項中次の事項の計算の正当なることを確認すること。

(イ) 責任準備金その他の保険契約に関する準備金

(ロ) 未収保険料

(ハ) 保険約款の規定による貸付金

なお、本件に該当する書類は、現在のところ、保険業法第82条に規定されている「財産目録、貸借対照表、事業報告書および損益計算書ならびに基金の償却、基金利息の支払、準備金および利益または剰余金の配当に関する決議書」となる。

(3) 前(1)に規定する事項について、主務大臣から諮問を受けたときは、遅滞なく答申しなければならないこと。

- (4) なお、保険計理人が同一の会社において2人以上となる場合には、それぞれその担当事項を明確にしておかなければならない。

監査役の職務権限

- (1) 取締役が株主総会（社員総会・社員総代会）に提出せんとする会計に関する書類を調査し、株主総会（社員総会・社員総代会）にその意見を報告しなければならないこと。
- (2) いつでも会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をなし、または会計に関する報告を求めることができること。
- (3) その職務（会計監査を意味し、前(1)に述べるところが一応その究極的職務となる。）を行なうため特に必要があれば、会社の業務および財産の状況を調査し得ること。
- (4) その職務遂行に当っては、善良な管理者の注意をもって行なわなければならないこと。
- (5) なお、保険株式会社の設立に際しては、次の事項を調査し、創立総会に報告しなければならない義務がある。

(ア) 会社の設立に際して発行する株式の総数の引受けがあったか否か

(イ) 発行価額の全額の払込みおよび現物出資に関し払込期日にその財産の全部の給付がなされたか否か

4. 信託についての根拠法規は信託法であり、信託の成立に関する規定は同法第1条であるが、そこには「本法ニ於テ信託ト称スルハ財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムルヲ謂フ」と定義している。この規定の通り、信託契約成立のための要件を考察すると次の4つが挙げられる。

ア. 信託行為

- a. 信託契約成立のための要件として、まず信託を成立せしめる行為が必要である。信託を成立せしめる行為を「信託行為」というが、この信託行為（信託設定行為）の方式については、信託法には特に定めがなく、「財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル」ならば、設定者の任意により信託を成立せしめ得る。
- b. しかしながら営業信託（信託の引受を営業としている場合）については信託業法施行細則により、委託者（信託の設定者）受託者（信託の引受人）間の書面による信託契約によるべきことが定められており、契約書に記載すべき事項も定められている。非営業信託についてはその様な規定がないので、単に意思表示により設定することが出

来、また遺言によって設定する場合（遺言信託）もあり得るが、この様な特殊な場合を除き、通常はやはり委託者、受託者の合意による契約により成立する。

c. 信託契約の内容としては、信託の性質よりして少くとも次の事項について規定しておくことが必要である。

- (1)委託者名 (2)受託者名 (3)信託目的 (4)信託財産の内容 (5)受益者
(信託の利益を享受する者) (6)信託財産の管理・処分に関する具体的な方法
(7)信託期間 (8)契約年月日

イ. 財産権の移転 …… 信託財産の成立

a. 信託行為と同時に「財産権ノ移転其ノ他ノ処分」が必要であり、これによって委託者から受託者に移転された財産権を「信託財産」と称する。この信託財産となり得る財産権は、財産価値を有する権利であればよく、それ以上の制限はない。

b. ただし、営業信託の場合は、信託業法第4条の規定により、引受け得る財産権の種類は下記の6種類に限られている。

- (1)金銭 (2)有価証券 (3)金銭債権 (4)動産 (5)土地及びその定著物
(6)地上権及び土地の賃借権

c. 信託の設定により財産権は上記の如く委託者から受託者へ移転する。従ってそのままでは第三者から見た場合、その財産が受託者の固有財産であるか、他からの信託財産（受託財産）であるかを識別することが困難である。

ところが信託財産はもともと受益者（信託の利益を享受すべき者）の利益のために受託者に信託譲渡されたものであるから、信託法は信託財産について、受託者の固有財産と分別して管理すべきこと（第22条）、受託者は善良なる管理者の注意をもって管理すべきこと（第20条）、受託者の債務と相殺し得ないこと（第18条）、受託者の相続財産に属しないこと（第15条）、一般債権者が強制執行・競売をすることが出来ないこと（第16条）等の規定を設け、特に保護を厚くしている。

この様に第三者にとって受託者の固有財産とは全く異なる性格を与えられる信託財産であるから、善意の第三者に不測の損害を蒙らせることのない様、信託法第3条は次の様な公示方法を定め、これによって信託財産の公示を行うものとし、もし公示を怠った場合は善意の第三者に対し、信託財産としての特殊な取扱いを主張することが出来ないものとしている。

(1) 登記又は登録すべき財産（不動産、鉱業権等）…… 信託の登記又は登録

- (2) 有価証券 …… 証券に信託財産なることを表示し、株券・社債券については、さらに株主名簿又は社債原簿に信託財産なる旨の記載を行なう。

ウ。信託目的

- a. 信託には「一定の目的」が必要である。すなわち、信託の設定時に信託の目的が確立していなければならない。この信託目的の内容がどのようなものであるかは、基本的には公序良俗（民法第90条）に反しない限り自由である。
- b. ただし、信託には前述の様に財産の移転を伴い、信託財産は一般財産とは別個の保護的取扱いをうけることとなるので、自己の財産に関する規制を免れるために信託を設定して、このことを悪用することが考えられる。このため信託法は次の如く明文をもってかゝる信託を規制している。

(1) 脱法信託

法令によってある財産権を享有出来ない者が、信託の受益者となることによって事実上その財産を所有すると同一の利益を得ようとする様な脱法行為は許されず、その様な信託は無効である。（第10条）

(2) 訴訟を目的とする信託

例えば貸金債権の信託によって受託者が当事者として法廷に出頭し訴訟行為をする等、訴訟を目的とする信託は、これを認めると濫訴のおそれがあり、弁護士代理の原則にも反するので禁じられている。（第11条）

(3) 債権者詐害信託

民法第424条は債権者取消権を規定しているが、信託行為についても、それが債務者の債権者を詐害する目的をもってなされたときは、債権者によって取消し得るものとされ、その場合受託者が善意であっても取消権が認められる。（第12条）

エ。委託者、受託者、受益者の三者関係

- a. 信託が成立するためには、通常、信託を設定する人（委託者）と、これを引受ける人（受託者）と、信託の利益を享受する人（受益者）との三者の存在が必要である。

前述の如く、委託者が一定の信託目的を達成するために、信託設定の意思表示をするとともに、その財産権を受託者に移転するが、その際、信託目的達成の時には信託財産の元本及びその果実は何人に帰属すべきか（すなわち受益者は誰か）を予め指定するのであって（信託法第7条）この受益者が委託者と別人である信託を他益信託といい、受益者が委託者と同一人である信託を自益信託という。

b. 以下に委託者、受託者、受益者について、その資格要件、相互の関係等について概説する。

(1) 委託者

(ア) 委託者は信託の設定をなす者であり受託者とともに信託行為の当事者となるが、その当事者能力については信託法には特に定めがないので民法の規定に従うこととなる。

信託設定に際し、既述の通り財産権の移転その他の処分をなすのであるから、委託者は財産権に対する処分能力を有する者でなければならず、この事から未成年者、禁治産者、準禁治産者、破産者は委託者たり得ない。

(イ) 委託者は上述(自益信託)の如く受益者を兼ねることは出来るが、受託者を兼ねることは出来ない。英米では「宣言信託」といって、委託者が信託宣言をすることによって自己の財産の一部を信託財産とし、自己がその財産について受託者となることが認められているが、我が国では信託法第1条の「他人ヲシテ……」の規定に明らかな通り、信託宣言を認めていない。

(2) 受託者

(ア) 受託者は信託の目的に従い信託財産を管理又は処分する義務を負う者であって、委託者と対立して信託行為の当事者となる。

信託財産の管理又は処分をするのであるから、財産の管理・処分の能力を有する必要がある、この事から未成年者、禁治産者、準禁治産者、破産者は受託者となることが出来ない。

(イ) 営業信託の受託者となる者は、信託業法の規定により一定の資格を具え、主務大臣の免許を受けた信託会社でなければならない。

(ウ) 受託者は「共同受益者ノ一人タル場合ヲ除クノ外何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ受益者の地位を兼ねることは出来ない。(信託法第9条)

これは受託者自らが受益者となれば、自己の利害が絡まり、受託者としてなすべき善良なる管理者の注意をもって信託事務を履行することが困難となる場合も生じ得るからである。

(3) 受益者

(ア) 受益者の地位は既述の通り当然に信託の利益を享受するにあり、利益享受の意思表示は必要ではない。

(イ) 信託行為の時に受益者が存在しないということは原則としてはあり得ないが、場合によっては不特定であるか、将来にならなければ存在しないということがあり得る。例えば或る会の会員を受益者とする場合等は、受益者は会員の脱退・加入等により常に変動するから不特定であり、また将来生れる子供とか、将来の脱退者等を受益者とする場合は受益者は未だ存在しない。

このような場合には、受益者の権利(受益権)を管理する者(信託管理人)を定めることが適切であり、信託行為に定めがない場合は裁判所が利害関係人の請求により、又は職権を以て、信託管理人を選任することとされている。(信託法第8条)

5. 適格年金と調整年金を比較してみると、根拠法規、実施主体、契約当事者、設立人員規模、制度設計基準、税法上の取扱い等に種々の相違点が見出される。これらの相違は、根拠法規の違いに求められ、制度の機能・特色に表われており、従って税法上の取扱いも相違してくる。

(1) 根拠法規

適格年金の根拠法規は、法人税法であり、調整年金のそれは、厚生年金保険法である。

(2) 機能と特色

適格年金の機能は、公的年金の補完機能、労務管理機能、コスト合理化機能である。調整年金の機能は、適格年金の上記の機能のほかに、厚生年金の代行機能、社内年金、退職一時金等との重複調整機能が積極的に考えられる。

調整年金は、法律の建前からいえば、公的年金である厚生年金の老令年金報酬比例部分を代行し、かつ、これをこえる給付を行なうことが要請される。

(i) 公的年金の代行

適格年金は公的年金の補完機能はあるが、代行機能はない。調整年金の代行機能は、既に述べた通りである。

(ii) 他益信託と自益信託

適格年金は、信託契約の当事者は、委託者=企業、受益者=加入者および受給者、受託者=信託銀行という他益信託の形態をとっている。

調整年金は、自益信託の形態をとり、委託者=基金、受益者=基金、受託者=信託銀行となり、公法人である基金が委託者・受益者をかねることになる。

(iii) 制度設計上の制限、個別性とその制限

適格年金のすべての給付は、企業の任意で定められる性格をもっている。設計上、差別取扱の禁止、年金よりも一時金に偏しないこと等の制限はあるが、労務管理的色彩を強く反映できる。

調整年金は、企業が任意に決められる付加部分もあるが、厚生年金の代行機能からまた、代行部分と付加部分が技術上一体となっているため、制度設計上や、労務管理的色彩が制限される。

厚生年金基金から支給される年金は、政府管掌の厚生年金の老令年金又は通算老令年金の報酬比例部分を、金額、受給資格、支給期間の全面について、これ以上のものであることを要する。年金の支給期間も終身であるが、適格年金ではそのような制限はない。

適格年金の掛金の額には制限はないが、調整年金の掛金は、厚生年金から免除された掛金を下廻ってはならない。また事業主は拠出制の場合、掛金の50%以上を負担しなければならない。又加入員の負担する掛金は、国家公務員共済組合の掛金の水準以下であることを要する。

(V) 財政面の配慮、国の保証と国庫負担

適格年金では、年金数理上の適格要件は、過大な損金算入とならぬよう、税制面から規制があり、調整年金の場合は、公的年金の代行として、最低責任準備金の確保、剰余の別途積立金繰入れ等、安全性の要請が特に強い。

基金解散のときは、基金の加入員についての加入員期間に対応する報酬比例部分相当額は、政府の支給する老令年金において保証される。そのかわり、基金解散時には、代行部分の厚生年金の責任準備金相当額を政府に納入しなければならない。調整年金は国の代行であるから厚生年金本体と同様、年金支給時に代行部分の給付費用の一部（男、女20%、坑内夫25%から再取得率を引いたもの）が支給される。

(V) 還元融資と財投協力

適格年金の還元融資は、受託者が企業に対して、通常条件に比べて有利な条件でないことを前提として、信託財産の $\frac{10}{1000}$ 以下で認められている。

調整年金においては、基金の設立事業所の事業主に対する貸付は、基金加入員の福祉の増進に資するためのものであり、全信託財産の25%以下の範囲で認められる。

調整年金の信託財産の運用については、政府保証債を代行給付部分の月次残高の $\frac{1}{10}$ （購入時期の前月の）購入して、財政投融資に協力することが要請されている。

(V) 設立人員規模

適格年金においては、単独設立は100人以上、連合設立は親会社100人以上、子会社10人以上となっている。総合設立は認められていない。

調整年金においては、単独、連合、総合、いずれの場合も加入者数1,000人以上である。

(3) 税法上の取扱い

- (i) 適格年金の課税標準である退職年金積立金に対しては $\frac{12}{1,000}$ 相当（税法改正で43年4月以降開始の事業年度で $\frac{10}{1,000}$ に下がる）の特別法人税が課せられ、地方税の負担を合わせると年 $\frac{13.8}{1,000}$ 程度の負担となる。従業員掛金について所得控除扱いは認められない。（今回の税法改正で生命保険料控除の範囲内で所得控除が認められることになった。）

会社掛金は損金扱いされる。

- (ii) 調整年金の年金積立金は、付加部分も含めて非課税扱いとなる。ただし、給付が国家公務員の年金水準を超えるときは、その超える部分に限り、特別法人税が課せられる。

従業員掛金は、付加給付部分を含めて社会保険料控除扱いされる。

会社掛金は損金算入扱いされる。

6. 昭和42年6月、法人税法施行令の一部が改正されたが、年金関係の変更事項としては、第一に退職金を適格退職年金あるいは調整年金へ移行する場合の取扱いの変更、第二に適格退職年金の過去勤務債務等の額の計上方法とその掛金払い込み方法の変更、第三に適格退職年金の自動承認制が新設されたことがあげられる。

以下、そのおのおのについて概説する。

ア. 退職金を適格年金あるいは調整年金へ移行する場合の取扱い（令第108条）

(1) 累積限度額の特例

退職金を年金制度へ移行した場合、退職給与引当金に累積限度額（要支給額の $\frac{1}{2}$ 相当額）をこえる部分が生じるが、それをただちにとりくずすとすれば、移行年度において、このこえる部分に課税されることになる。そこで旧政令では、適格退職年金への移行の場合は課税されないように定められていたが、調整年金への移行の場合についてはこれが適用されず、不均衡となっていたので、今回、つぎの内容に改正された。

すなわち、適格退職年金あるいは調整年金のいずれでも、退職金からの移行に伴い、

退職給与引当金に累積限度額をこえる部分が生じた場合には、移行年度において、それをただちにとりくずさず、以後つきに定めるイとロの額のうち、いずれか少ない金額をもって特例の累積限度額とし、その額をこえる部分があればとりくずすことになった。

「イの金額」……各事業年度終了時の退職給与引当金勘定の金額

「ロの金額」……上積み分七年均分とりくずしによる特例累積限度額

すなわち、各事業年度の調整前累積限度額（期末要支給額の $\frac{1}{2}$ 相当額）+ 移行年度の調整前累積限度超過額（移行年度末の要支給額の $\frac{1}{2}$ 相当額をこえる部分の退職給与引当

金勘定の金額）× $\frac{84 - \text{移行日以後各事業年度終了までの月数}}{84}$

これにより、退職金を全部移行する場合には、移行年度終了時における退職給与引当金勘定の金額を、移行月から七年間で均分にとりくずしていけばよい。また一部移行する場合には、毎年度の調整前累積限度額とか、退職金の支払額の大きさによって、とりくずし額は変動するので、全部移行のように単純に七年均分とりくずしとはならない。

(2) 退職金を移行した適格退職年金を調整年金へ移行した場合

退職金を適格退職年金に移行し、さらにそれを調整年金に移行する場合で、まだ未償却過去勤務債務に対応する引当金が残っているときの取扱いは、旧政令により、その残額を五年間で均等に益金に算入することになっていた。

しかし今回の改正で、この場合にも、その残っている引当金をもったまま、前述の退職金を適格退職年金または調整年金へ移行する場合と同様に処理することになった。

すなわち、退職金をまず適格退職年金に移行したことに伴い、行なっていた調整方法を、調整年金に移行した後もそのまま続ける。なおこの場合、「ロの金額」の計算に当たり、「84カ月」の起算は、退職金を適格退職年金に移行した日となる。

イ. 適格退職年金の過去勤務債務等の額の計上方法と、その掛金払い込み方法（令第159条第6号）

(1) 計上方法の変更

旧政令では、つぎの事由によって不足積立金が生じた場合に、過去勤務債務等の額を計上していた。

(ア) 契約の締結もしくは変更

(イ) 受益者等の加入

(ウ) 給与水準の改定

そしてこれらの事由別に額を区分して経理する方式がとられていた。今回の改正により、この方式（個別管理方式という）に加え、初期過去勤務債務等の額の計上後は、受益者等の加入、給与水準の改訂等があっても、その時点では過去勤務債務等の額は計上せず、「一定期間」を経過すると、退職年金の給付に充てるために新たに留保すべき金額を計算し、これを過去勤務債務等の額として計上するという、いわゆる「一括管理方式」が認められた。

(2) 掛金払い込み方法の変更

従来、過去勤務債務等の額に係る掛金として、払い込みが認められていた額は、各一年ごとに当該過去勤務債務等の額の $\frac{1}{10}$ に相当する金額以下の均等額とされていたが、今回の改正では、つぎの三つの方法がきめられた。

(イ) おおむね一定額の掛金

従来の方法に加えて、一括管理方式では定額制で、一人当りの掛金をきめ、加入者に比例して払い込む方法。ただし、最高限度は年間掛金額が過去勤務債務等の額の合計額の $\frac{20}{100}$ に相当する金額。

(ロ) 給与におおむね一定の割合を乗じて計算する掛金

契約の締結時または変更時にきめた掛金率を、給与に乗じた掛金を払い込む方法。最高限度はイの場合と同じ。

(ハ) 過去勤務債務等の現在額におおむね一定の割合を乗じて計算する掛金

過去勤務債務等の額のうち、まだ払い込まれていない金額に相当する額を基準として、それに一定の率を乗じた掛金を払い込む方法である。最高限度は $\frac{30}{100}$ とされているが、過去勤務債務等の現在額が、当該法人の事業年度の通常掛金（年次掛金）の額以下となるときは、その未払い込み残額を一括払い込むことが認められている。

(3) 要留保額をこえる額の処理

従来は信託財産の価額が退職年金の給付に充てるために留保すべき金額（要留保額）をこえる額が生じた場合に、この額を過去勤務債務等の額の枠外で掛金として払い込むことができたが、新政令ではこれを認めていない。すなわち、このこえる額も含めて、前述の払い込む額の限度が適用されることになった。

ウ. 適格退職年金の自動承認制の新設（令第160条第6号）

国税庁の適格退職年金審査事務を簡素化するために、新たに設けられたもので、適格要件をみたしていることについて、信託銀行または生命保険会社が、あらかじめ国税庁長官

の認定を受けた定型的な契約書（その付属明細書を含む。）によっている契約については、**簡単な届出書の提出のみで、自動的に承認されることになった。**